

月刊 靖国・天皇制問題 情報センター通信

【発行】靖国天皇制問題情報センター

【連絡先】キリスト教事業所連合同労組気付 〒169-0051東京都新宿区西早稲田2-3-18-31
TEL/FAX 03-3207-1273 E-Mail Address:contrebraquer@yahoo.co.jp
振替口座=00120-5-572390/名称=靖国・天皇制問題情報センター 購読料=4,000円/年 1部350円

No.173
（通算525号）

【巻頭言】

偏見録

その71

違憲の儀式が連続する「代替わり」

横田耕一（憲法学）

私たちは、また、「国民がこぞって祝うべき」（皇室会議議事録）天皇代替わりの諸儀式をこれから迎えることになる。しかし、それでいいのか。

政府の設置した「式典準備委員会」は、18年2月段階では、代替わりの儀式として①明仁天皇の『退位の礼』・②徳仁皇太子の『即位の礼』、③秋篠宮の『立皇嗣の礼』の3礼を行なうことを予定している。各礼の具体的内容は未定ながら、③は過去2回の『立太子礼』を参考に行なうとしており、②では先の代替わりを基本的に踏襲して、「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」を5月1日に、「即位礼正殿の儀」「祝賀御列の儀」「饗宴の儀」を19年秋に、いずれも「国事行為」として行なうことになりそうである。その際、「憲法の趣旨に沿い、かつ皇室の伝統などを尊重したものとす」として、一方では憲法を尊重する姿勢を示してはいるものの、伝統を名目として実体

としては憲法違反の行為を行なおうとしている。さすがに『大嘗祭』は宗教的色彩が強いため「国事行為」として行なうことは断念されているが、「極めて重要な伝統的皇位継承儀式で公的性格がある」との理由づけで、前回と同様に、その費用は公費である宮廷費から支出するとされている。いまさらここで通信読者には指摘するまでもなく『大嘗祭』は神聖天皇制にとって極めて重要な宗教儀式・服属儀式であるから、憲法の政教分離原則・国民主権原則に違反している。

諸儀式の細部にわたる検討は別の機会に譲り、ここでは大まかに前回の代替わりにおいてみられた諸儀式に共通する問題点のいくつかを指摘しておこう。第一に、現在の「皇室典範」が定めている皇室関係儀式は、『即位の礼』と『大喪の礼』だけである。したがって、『退位の礼』や『立皇嗣の礼』（立太子礼）は、望ましいかどうかとか儀式内容はともかくとして、「国事行為」として行なうこと自体は違憲とは言えないが、行なう必要のない儀式である。

第二に、『即位の礼』なるものが旧「登極令」にほぼ沿って行なわれていることが根本的な問題である。これは1947年5月3日の「宮内府依命通牒」の「皇室祭祀・皇室儀式は旧皇室令に基づく」に依拠しているのだが、天照大神の神勅に根拠をもつ大日本帝国憲法の天皇制度を、主権者国民の総意に根拠をもつ現天皇制度に引き継ぐこと自体が問われなければならない。「登極令」の「附式」は大嘗祭の諸儀式を含む20以上の宗教儀式を定めていたが、実にこれら儀式は前回の代替わりではほぼすべて行なわれた。もっとも、宗教儀式は違憲の批判を避けるため皇室の私的儀式として行われたが、そのうちの多くの儀式に侍従などの公務員が「代拝」などの形で積極的に関与したり、儀式に参列したりしている（政教分離原則違反）。そもそも、「国事行為」とされた儀式のみならず、これら諸宗教儀式を列挙して、宮内庁が『大礼関係諸儀式等について』として発表していることも問題である（皇室の私的儀式を公的儀式と同列に扱うことは他の面でも今日も通例である）。

第三に、旧皇室典範は代替わり儀式として、『踐祚』、『即位の礼』、『大嘗祭』を挙げており、後2つは秋に京都で行なうと定められて『踐祚』とは明確に区別されていた。現皇室典範には『踐祚』の概念はない。したがって、『即位の礼』を（今回は5月1日に）行なうだけで十分であり、かつて『踐祚』の儀式とされたものは、行なうべきではない。

第四に、その『踐祚』の核心儀式は「剣璽渡御の儀」であった。剣璽は賢所に奉置されている鏡とともに「三種の神器」を構成するものであり、かつては「剣璽ある所に天皇あり」とされて、皇位の正統性を示すものとされ、剣璽の継承こそが皇位の継承の正統性を証すものとされており、『即位の礼』よりも重要な儀式とされていた（それ故、伝統派は、今回、剣璽の継承が連続的に行なわれる形をとるよう要求している）。「神器」と称されるように、天皇の「神聖性」を象徴するこれらは、高度の宗教性をもつものであり、これらを公的に扱うことは現憲法下では「政教分離原則」に違反することは明白である。したがって、現在は皇室経済法によって、「皇位とともに伝わるべき由緒あるもの」として皇嗣が受け継ぐべきものの一部を構成するこれらは、皇室の私的相続事項として扱われるべきである。しかし、今回は、御璽・国璽の承継も同時に行なわれるとして、「剣璽等承継の儀」と名称に「等」を入れることで、その儀式の持つ高度の宗教性をごまかして行なった。なお、この剣璽が「即位礼正殿の儀」でも、高御座の案上に奉置されることも問題である。

第五に、上の「即位礼正殿の儀」では、天皇の立つ場所として「高御座」が使用されたが、これは天照大神の座を示すものとされており、「政教分離原則」に抵触する。

第六に、諸儀式における天皇と内閣総理大臣の立位置では、天皇が高い位置から見下ろす形になっていること、その際行なわれる内閣総理大臣の「寿詞」などの中で、天皇を「仰ぐ」とか天皇に「・・誓います」といった言辞を使用したことは「国民主権原則」に反している。また、「即位後朝見の儀」など、臣下が天子に拝謁することを意味する「朝見」といった言葉を、顔面もなく使用することは絶対に止めるべきである。

他にも問題とすべき点はあるが、さしあたり以上だけは指摘しておきたい。

目次 Contents

【偏見録】 偏見録71 横田耕一（憲法学者）……1p

2.11集会報告特集 武田利邦・松坂克世・加藤匡通・豊永敏久・加藤俊英……2p

秋葉原事件について思うこと 吹田映子……6p／映画－歴史 そのほごまから 菅孝行……7p

ヨとモノとケガレ 友常勉……8p／今月の天皇報道 中嶋啓明……10p／今を読む 境野幸宏……12p／沖縄と天皇制 村椿嘉信……14p

「山谷－やられたらやりかえせ」ベルリン国際映画祭へ こみ憲……16p

39年ぶりの中学校卒業式とわたしの記憶 安田和人……18p／こーしつストーリー 少女エナちゃん 川上幹太……20p

月刊 靖国・天皇制問題 情報センター通信

[発行] 靖国・天皇制問題情報センター

[連絡先] キリスト教事業所連帯合同労組気付 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18-31
TEL/FAX 03-3207-1273 E-Mail Adress: contrebraquer@yahoo.co.jp
振替口座=00120-5-572390/名称=靖国・天皇制問題情報センター 購読料=4,000円/年 1部350円

No.180
(通算532号)

[巻頭言]

偏見録

その78

「言葉」によるまやかし

横田耕一(憲法学)

意味のある議論を行うときには、議論の対象となっている事象(「内容」とそれを表わす「言葉」や「定義」が、それなりに一致していることが前提となる。そうでなければ、議論は空回りしたり、誤解を生んだり、物事の実体をぼかすことになるが、日本では結構そうした事例が多い。よく知られる単純な例は、「敗退撤退」を「転進」、「敗戦」を「終戦」、「占領軍」を「進駐軍」、保安隊の「戦車」を「特車」と表現するなどであるが、これらは実体のもつ深刻さを曖昧にする機能を果たすことになった。

「自衛隊」は「戦力」ではなく「防衛力」で、「防衛力」とは「戦力」を超えるものであり、その限界は「周辺国の状況によって変わる」から戦術核兵器をもつことも相手基地をたたく事も合憲だ、というのが1950年代の鳩山内閣以来の政府解釈であるが、ここでは実質無定義の「防衛力」なる言葉一つで憲法9条は骨抜きになってしまった。

これから米国と行う経済協議の対象を、フルスペック(包括的)な『自由貿易協定〔FTA〕』ではないと一方的に強弁して『物品貿易協定〔TAG〕』と日本独自の名称で呼び、これから物品に限定されない経済協議を行うことを安倍首相が約束してきたことを誤魔化しているのは最近の例である。フルスペックと言えば、「フルスペックでない集团的自衛権」なる国際法上は珍奇な概念で「安保法制」の解釈に「集团的自衛権」という言葉を滑り込ませ、これを受けた9条改正によってフルスペックの「集团的自衛権」を容認させようとしているのが安倍首相一派の改憲論である。また、外国人労働者受け入れ拡大に関する法案についても、保守派からの反発を回避するため、「移民」という言葉の使用を頑なに拒んでいるのも安倍首相である。

しかし、より問題は、私たちがある言葉で理解したとと思っている事象の実質について誤解していることが多々あることである。例えば、憲法教科書はほぼ異口同音に日本国憲法の制定によって「国体は変わった」と書いている。しかし、ここでいう「国体」は、天皇主権が国民主権になったという憲法上の「主権の所在」であって、「国柄」すなわち日本の場合は「天皇を戴く君民一体の国柄」は今後変わる可能性はあるが憲法によって直ちに変更されないし、また今後も変わるべきではないというのが憲法制定過程の支配的な議論であった。じっさい、その意味での「国体」が今日でも変更されたとはいえないのは、代替りをめぐるこの間の国民の動静が示している。それだから『自民党改憲草案』は前文の冒頭に「日本国は、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」と書くことができるのである。(ちなみに、天皇制に批判的な人びとの間では、この改憲案が天皇を「元首」と規定していることがもっぱら問題視されているが、これまた憲法教科書の多くを参照すればわかるように、憲法学者の多くは「元首」とはたかだか「国を代表する者」と定義しており、今の日本の元首は内閣ないし内閣総理大臣と考えたり、そもそも「元首」は不要であるなどとしている。しかし、一般の人たちの多くは、かつての国家有機体説の影響もあって、「首」にあたる存在にある者は「戴くべき偉い人」という認識もっていたり、あるいは旧天皇制の復活などと把握したりしているので、天皇の元首化は実際的には天皇の権威強化をもたらすであろう。)

天皇に関しては、1945年1月1日の詔書、いわゆる『天皇人間宣言』についても必ずしも正しい理解がされていない。すなわち、この宣言で天皇は、たしかに天皇を「現御神」とすることは「架空ナル観念」として否定しているが、天皇が天照大神の裔(しそん)であることを否定することは断固拒否していたのである(参照:『昭和天皇実録 第九巻』941頁)。したがって、天照大神の子孫であることを弁証するために、代替りにおいて「三種の神器」が重要な役割を果たし、高御座が当然のように使用されることになっている。このことは、天皇の正統性は憲法1条にいう「主権の存する日本国民の総意」によるものではなく、相変わらず「神勅」によるものであることを示している。「人間」という言葉に惑わされてはならない。

目次 Contents

[巻頭言] 偏見録 横田耕一(憲法学者)……1p

「高校無償化」裁判、東京高裁不当判決を許さない 佐野通夫……2p

靖国違憲訴訟 東京高裁も憲法判断から逃げた 10.25 控訴審不当判決について 木村庸五……3p

往復書簡-ものわりの良い老人にならないための謀議——排外主義とポピュリズムの時代に 樫邦彦……4p

ポケットに智慧を 桜井智恵子……6p / 映画—歴史 そのほざまから 菅孝行……7p

沖縄と天皇制 村椿嘉信……8p / ヨとモノとケガレ 友常勉……10p / 今月の天皇報道 中嶋啓明……12p

「靖国・天皇制問題」わたしが勧めるこの一冊 / 『ごみ収集という仕事——清掃車に乗って考えた地方自治』 大川大地……14p

再び天皇代替わりに立ち向かうために 中川信明……15p

月刊 **靖国・天皇制問題** **情報センター通信**

[発行] 靖国・天皇制問題情報センター

[連絡先] キリスト教事業所連合同労組気付 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18-31
 TEL/FAX 03-3207-1273 E-Mail Address: contrebraquer@yahoo.co.jp
 振替口座=00120-5-572390/名称=靖国・天皇制問題情報センター 購読料=4,000円/年 1部350円

No.185
 (通算 537号)



圧倒的国民が支持する象徴天皇とは

横田耕一 (憲法学)

このたびの4月1日の新元号の発表や5月1日の新天皇即位は、マスコミによる煽情もあって、大騒ぎの中で行なわれている。新元号を報じた新聞号外は人びとの間で奪い合われ、代替わり日の午前零時に向けてはカウントダウンまで行なわれた。前回代替わりが裕仁天皇の逝去によるものであったため自粛が基調となったが、今回は退位に伴うものであるためもともと祝祭的になる要素はあった。しかし、若者を巻き込んで予想外の騒ぎになった。もともと、一部の者を除いて、騒いでいる人たちがどれだけ真剣に天皇を意識していたかには疑問がある。号外を争った人たちは、廃

止路線の切符を記念品として得ようとしていたり、後にネット等で高額で売ろうとしていただけかもしれない。また、カウントダウンは大晦日のそれと同様のノリであったかもしれない。

しかし、真剣に意識していないとしても、日本国憲法下でこれほど天皇が国民に好意的に受けとめられていることはなかったであろう。戦争責任問題を背負った裕仁天皇がなし得なかった国民の支持を、明仁天皇はみずから考えた「象徴天皇の務め」によって見事に獲得したと言わなければならない。その事実を世論調査によって確認してみよう。

本年4月の朝日新聞調査では、「皇室に親しみを持っている」と回答した者は過去最高の76%であり、「持っていない」者は17%であった。これを裕仁天皇の末期の1987年12月調査と比較すると(調査方法は異なるが)、そのときは「持っている」者は40%台であった。「持っていない」者が上回っていたと記されている。明仁天皇即位後の93年にも「持っている」者は67%であったので、今日までの明仁天皇(皇后の力も大きい)の言行が今日の結果を生んだことがわかる。しかも、その際、「親しみ」の内実も変わったと言える。それをNHK放送文化研究所の調査でみると、93年には「尊敬の念をもっている」者21%、「好感をもっている」者43%が2018年には前者が41%、後者が36%と逆転しており、単なる好感ではなく天皇は国民の尊敬心をも獲得したのである。ちなみに、93年に2%あった「反感をもっている」者は18年には実に0%である。88年に裕仁天皇に対して「特に何とも感じていない」者が47%と国民の半数近くであったことを考えれば、隔世の感がある。

こうした国民意識を基にすると、本年4月の毎日新聞調査で「現在の象徴天皇制でよい」とする者が74%で、「廃止すべきだ」とする者が7%(これでも多い)であるのも当然である。(本稿ではふれないが、2012年の「自民党改憲草案」は、9条の安倍の言ではないが、憲法学者がガタガタ言うので、現実に国民が認めている象徴天皇像を憲法で明記するだけだ、ということになる。)

問題は、国民の大多数が好感をもつ象徴天皇像である。その像は、前述の本年の朝日新聞調査からきわめて明瞭に構成することができる。そこでの問いは「5月に即位する次の天皇の役割として何を期待しますか」(複数回答可)である。答えは以下の通り。

- | | | | |
|--------------------------|-----|-----------------------|-----|
| ①「国会の召集などの「国事行為」に専念する」 | 21% | ②「被災地を訪問するなどして国民を励ます」 | 66% |
| ③「外国を訪問したり外国の要人と冥界したりする」 | 55% | ④「戦没者への慰霊などで平和を願う」 | 52% |
| ⑤「国民体育大会などの国民的な催しに出席する」 | 36% | ⑥「宮中祭祀など伝統を守る」 | 47% |

2016年8月8日のTVを通しての退位を示唆する「メッセージ」で、明仁天皇はみずから考えた「あるべき象徴天皇像」を前提に、象徴として行なってきた3行為を「務め」として提示した。それは、(1)国事行為、(2)「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」などの「象徴的行為」、(3)「国民を思い、国民のために祈るという務め」である。上記の回答のうち、①が(1)、⑥が(3)の役割である他はすべて(2)に属する役割である。言うまでもなく、憲法が天皇に公的に容認する行為は(1)の行為だけであるから、象徴天皇像として制度的にあるべき役割は(1)だけであり、私見では(2)は違憲、(3)は私的な天皇在者個人の行為であり国民の結ぶべき天皇像ではない。そうすると、国民は、違憲の疑いがある行為(少なくとも天皇本来の行為ではない)で象徴天皇像を結び、その姿を徳仁天皇にも期待していることになる。

目次 Contents

[巻頭言] 偏見録 横田耕一 (憲法学者)……1p

進む南西諸島の軍事化 石垣島における自衛隊ミサイル基地配備計画の現状 高宮耕……2p

情報公開制度に基づく提訴によって住民自治を取り戻す 木下啓子……4p

天皇代替わりに対するNCC靖国神社問題委員会の取り組み 星出卓也……5p

4/27~5/1「反天WEEK」に計1020名の参加! ナルヒト天皇制への批判を盛り上げていこう! 井上森……6p

椿邦彦と中村勝己の往復書簡 ものわりの良い老人にならないための謀議-排外主義とポピュリズムの時代に……8p

今月の天皇報道 中嶋啓明……10p / ヨとモノとケガレ 友常勉……12p / 映画-歴史 そのはざまから 菅孝行……13p

再び代替わりに立ち向かうために 中川信明……14p / 新聞記事から番外編……15p / インフォメーション……16p